令和6年3月29日 5小多交第1955号

(通則)

第1条 小牧市こども食堂支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、食事の提供によりこどもの孤立及び孤食を防止し、こどもが地域で安心して過ごせる居場所を提供するこども食堂の安定的かつ継続的な運営を支援し、かつ、こどもを行政等による必要な支援に繋げることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 者をいう。
 - (2) こども食堂 市の区域内において、市の児童館と連携して地域のこどもに対し無料又は低額(こども以外の者が利用する場合は、実費相当額)で食事を提供する事業をいう。
 - (3) 児童館職員 本市の児童館に勤務する児童厚生員又は子育て支援 員をいう。

(補助事業等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、 毎年4月1日から翌年3月31日まで(以下「補助年度」という。)に おいて実施するこども食堂であって、次に掲げる要件に該当するものと する。
 - (1) 補助年度での実施回数のうち、3分の2以上は、実施場所(複数の場所で実施する場合は、実施場所ごと)において、児童館職員がこどもと関わりを持ちながら食事の提供を行えるようにすること。
 - (2) 補助年度(こども食堂を年度の途中に設置した場合にあっては、設置月から年度末まで)を通じて1月に1回以上(小牧市立小中学校の

長期休業期間(以下「長期休業期間」という。)に限定して開催する場合においては、補助年度の長期休業期間中に合計して6回以上)計画的に実施し、こどもに対し1回につき10食以上の食事を提供すること。

- (3) 1回の実施につき1時間以上開設すること。
- (4) 市の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるこども食堂は、 補助事業とすることができる。
- 3 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を実施する者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は、食材費、消耗品費、チラシ、ポスター等の作成等周知に要した経費、 行事用等保険の保険料、施設の使用料及び賃借料、食品衛生責任者養成 講習会の受講費用並びに検便費用とする。

(補助金の額)

第6条 市は、予算の範囲内において、補助対象経費の額から補助事業に係る収入額を控除して得た額又はこどもに食事を提供した食数に250 円を乗じて得た額の、いずれか少ない額を補助事業者に交付する。ただし、その限度額は、1年度当たり12万円とする。

(交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 市長の指定する日までに、小牧市こども食堂支援補助金交付申請書(様 式第1)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 小牧市こども食堂運営計画書(様式第2)
 - (2) 収支予算書(様式第3)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付の決定)
- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、小牧市こども 食堂支援補助金交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知するも のとする。
- 2 市長は、前項の審査により補助金を交付することが不適当と認めたと

きは、その理由を付して小牧市こども食堂支援補助金不交付決定通知書 (様式第5)により申請者に通知しなければならない。

(交付の条件)

- 第9条 補助金の交付の条件は、規則第6条各号に定めるもののほか、次 のとおりとする。
 - (1) 食事の提供に関し、管轄の保健所に必要な指導又は助言を受けること。
 - (2) 食品衛生責任者を配置し、食の安全及び安心に努めること。
 - (3) 調理に携わる者の検便を概ね6月に1回実施すること。
 - (4) 事故等に備えるため行事用等保険に加入すること。
 - (5) 1年以上継続してこども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。
 - (6) こども食堂の利用者に対し営利活動、宗教活動及び政治活動を行わないこと。
 - (7) 飲食店等においてこども食堂を実施する場合は、飲食店等の営業時間外に実施すること。
 - (8) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動を行わないこと。

(補助事業者の責務)

第10条 補助事業者は、こども食堂の実施に当たっては、児童館職員と協力して実施の内容、日時等を記載したチラシ、ポスター等を作成し、 周知及び利用の促進に努めなければならない。

(補助事業の変更等)

- 第11条 第8条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに小牧市こども食堂支援補助金変更等承認申請書(様式第6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合であって、補助事業の目的を損なわないこども食堂運営計画の細部の変更である場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、当該変更等 を承認したときは、小牧市こども食堂支援補助金変更等承認通知書(様 式第7)により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 申請の取下げをしようとする者は、第8条第1項の通知を受けた日から起算して20日以内に、小牧市こども食堂支援補助金交付申請取下書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助年度の3月31日のいずれか早い日までに、小牧市こども食堂支援補助金実績報告書(様式第9)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 小牧市こども食堂運営報告書(様式第10)
 - (2) 小牧市こども食堂支援補助金精算額調書(様式第11)
 - (3) こども食堂の実施状況が分かる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の額の確定)
- 第14条 規則第13条の規定による額の確定の通知は、小牧市こども食 堂支援補助金確定通知書(様式第12)による。

(補助金の交付)

- 第15条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内 に小牧市こども食堂支援補助金交付請求書(様式第13)を市長に提出 しなければならない。ただし、最終請求日は、補助年度の翌年度の4月 30日とする。
- 2 市長は、前項の請求書を受け取った日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

- 第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める ときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り 消したときは、小牧市こども食堂支援補助金交付決定取消通知書(様式 第14)により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取

り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。